

寒川町告示第30号

寒川町下水道条例(昭和58年寒川町条例第12号)第6条の10第3項の規定に基づき、次のとおり責任技術者として登録したので、告示する。

令和5年3月9日

寒川町長 木 村 俊 雄

登録番号

氏 名

登録年月日

第 1074 号

馬橋 達也

令和5年3月9日